

接続約款変更認可申請書

西相制第 141 号 平成 22年 2 月 26 日

総務大臣 原口 一博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一



登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日

認可を受けた後、速やかに実施します。

(手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要 │第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを します。

(1)~(31) (略)

料金表

第1表 接続料金

第2 網改造料

1-1 網改告料の対象となる機能

			区 分		備考
(1) ~ (61)	(略)	(略)			

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-2 2-1以外の手続費

Ī	区分		単	位	備	考
	(1)~(9) (略)	(略)	(略)			

(手続費の支払義務)

要します。

新

(1)~(31) (略)

(32) 当社が、端末回線伝送機能2-1-1-1第8欄及びデータ伝送機能を利用する協定事業者に対 し、これらの機能に係る当社の電気通信設備(以下「データ伝送サービスに係る設備」といいます。) の故障情報等を提供するために必要となる情報の登録を行ったとき。

料金表

第1表 接続料金

第2 網改造料

1-1 網改造料の対象となる機能

区分			考
(1)~(61) (略)	(略)		
(62) 故障情報等提供	データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を協定事業者に提		
機能	供するための機能		

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-2 2-1以外の手続費

	単 位	備考	
(1)~(9) (略)	(略)	(略)	
(10) 故障情報等提供 に係る登録手続費	データ伝送サービスに係る設備の故障情報等を 協定事業者に提供するために必要となる情報を 登録するときに要する費用	<u>1件ごとに</u>	

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。